

改正

昭和48年12月25日条例第55号
平成5年3月26日条例第13号
平成8年3月29日条例第13号
平成10年6月26日条例第35号
平成12年3月23日条例第24号
平成13年3月26日条例第12号
平成13年9月27日条例第40号
平成16年8月20日条例第35号
平成19年3月20日条例第17号
平成19年12月25日条例第54号
平成20年9月24日条例第30号
平成21年3月26日条例第8号
平成21年6月26日条例第19号
平成23年9月26日条例第74号
平成23年12月21日条例第134号
平成24年3月27日条例第18号
平成26年6月26日条例第60号
平成29年3月27日条例第9号

川口市子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対し、医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 乳幼児及び児童をいう。
- (2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により保護者が同法第17条第1項に規定する義務の猶予（当該猶

予が精神的又は身体的な理由によるものであると市長が認める場合に限る。)を受けている者をいう。

(3) 児童 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に保護しているものをいう。

(5) 保険給付 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は健康保険法(大正11年法律第70号)その他これに類する法律(以下「社会保険各法」という。)に規定する療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

(6) 一部負担金等 子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額(食事療養標準負担額を除く。)から法令の規定による医療に関する給付及びそれ以外の医療に関する給付であって国又は地方公共団体の負担によるものに係る額(食事療養標準負担額に係るものを除く。)を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 医療費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する子どもであって国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法に定める被扶養者であるもの(以下「対象子ども」という。)の保護者(保護者が複数ある場合にあつては、それらのうち規則で定める保護者に限る。次条から第6条まで、第7条第1項、第8条及び第9条において同じ。)とする。ただし、子どもが次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該子どもに係る医療費の支給を受けることができない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子ども

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に委託されている子ども又は措置により同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所している子ども

(3) 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第22号)による助成金の支給の対象となっている子ども

(4) 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)による医療費の支給の対象となっている児童

(乳幼児の医療費の受給資格の登録)

第4条 乳幼児に係る医療費の支給を受けようとする乳幼児の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、当該乳幼児に係る受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、医療費の支給対象と認定したときは、当該申請をした者に対し同項に規定する乳幼児に係る受給資格証を交付するものとする。

(児童の医療費の受給資格の登録等)

第5条 児童に係る医療費の支給を受けようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、当該児童に係る受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、医療費の支給対象と認定したときは、当該申請をした者に対し同項に規定する児童に係る受給資格証を交付するものとする。

3 児童に係る医療費の支給は、第1項の規定による申請があった日から開始する。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

(児童の医療費の支給制限)

第6条 児童に係る医療費は、児童の保護者及びその配偶者が、医療費の支給を受けようとする日において、その日の属する年（1月から9月までの間の支給を受けようとする場合にあつては、その日の属する年の前年）の3月31日までに納期が到来した市税その他の市の徴収金のうち規則で定めるもの（以下「市税等」という。）を滞納している場合であつて、当該保護者にその児童に係る医療費を支給することが市税等の納付の義務の履行に関し著しく公平を欠くと認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、支給しない。

(医療費の支給)

第7条 市長は、対象子どもについて保険給付があつたときは、保護者に一部負担金等（当該保険給付に係るものに限る。）に相当する額から付加給付金を控除した額の医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、税の申告を行わないこと等対象子どもの保護者又は対象子どもの属する世帯の世帯主若しくは世帯員の責めにより過分の自己負担があると推定されるときは、市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内の額を支給することができる。

(支給の方法)

第8条 医療費の支給は、対象子どもの保護者の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象子どもが市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」という。）から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けたとき又は市長が

指定した訪問看護事業者から訪問看護を受けたときは、保護者に代わって一部負担金等に相当する額を当該医療機関等又は訪問看護事業者に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、同項の対象子どもについて、保護者に医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第9条 保護者は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、第三者の行為によって生じた対象子どもの疾病又は負傷に関し、当該対象子どもが損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、又は第2条第6号の規定により国民健康保険法による被保険者若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から控除をすべき医療に関する給付を受けた者であって当該控除を行わずに医療費の支給を受けたものその他過誤払が生じている者があるときは、これらの者から既に支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第4項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年鳩ヶ谷市条例第22号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）の規定の適用を受けていた者の編入日前の診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る医療費の支給については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。
- 3 編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により交付された受給資格証は、編入日から平成24年3月31日ま

での間は、第4条第2項の規定により交付されたものとみなす。

- 4 前2項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和48年12月25日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則（平成5年3月26日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の
日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の
例による。

附 則（平成8年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の
日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の
例による。

附 則（平成10年6月26日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の
日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の
例による。

附 則（平成13年 9 月27日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 8 月20日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月20日条例第17号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第54号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成20年 9 月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係るものについて適用し、同日前に行われた診療等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年 6 月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月26日条例第74号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第134号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 次項の規定 平成24年4月1日

（2） 第2条の規定 平成25年10月1日

（施行前の準備）

- 2 第1条の規定による改正後の川口市子ども医療費の支給に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）第5条第1項の規定による受給資格の登録及び同条第2項の規定による受給資格証の交付の手續にあつてはこの条例の施行の日前に、第2条の規定による改正後の川口市子ども医療費の支給に関する条例（以下「第2条改正条例」という。）第13条の規定による調査にあつては前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 第1条改正条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係るものについて適用し、同日前に行われた診療等に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 第2条改正条例の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われた診療等に係るものについて適用し、同日前に行われた診療等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月26日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係

るものについて適用し、同日前に行われた診療等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。（後略）